

教職員のスマートフォンの取り扱いについて

スマートフォンは便利な道具である反面、使い方や保管を誤ると犯罪や個人情報の漏えい・紛失に直結する危険性があります。

そこで、本校では、個人所有のスマートフォンの取扱いは、以下のとおりとします。

- 1 学校で授業がある日は、緊急時を除き、教職員はスマートフォンを職員室で保管する。
- 2 教職員は、スマートフォンを使って、生徒の写真や動画を撮影しない。
※ 生徒の写真や動画の撮影については、各種たよりや教育活動の記録など必要な場合のみとし、学校備品のタブレット端末・デジタルカメラ・ビデオカメラを使用する。
- 3 教職員は、スマートフォン（電話やSNS）を使って生徒・保護者に連絡をしない。原則として、学校の電話を使用する。
- 4 その他、上記と異なる取り扱いの必要がある場合には、予め校長に相談し事前に許可を得るものとする。